

平成29年度第14回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年11月27日（月） 13：15～15：38
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
川田教育次長 岡田スポーツ担当局長 浜本総務部長 大谷学校教育部長
日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 会議内容

（雪村教育長）

ただいまより教育委員会会議を始めます。

本日は、議案1件及び報告事項7件です。

このうち報告事項5については、教育委員会会議規則第10条第1項第1号により、学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。報告事項1については、同項第2号により職員の人事に関する事。教第52号議案、報告事項2、報告事項4、報告事項6及び報告事項7については、同項第6号により会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、賛同いただけますでしょうか。

（6名の賛成により非公開案件を決定）

（雪村教育長）

それでは報告事項3、第6回望ましい授業日のあり方懇談会概要について、学校教育課より説明をお願いします。

報告事項3 第6回望ましい授業日のあり方懇談会概要について

（山下学校教育課首席指導主事）

1ページをお開きください。

10月20日に行われました第6回望ましい授業日のあり方懇談会について御報告します。まず、会議での意見の概要をまとめています。

1点目ですが、この夏休みの授業日を実施し始めてから、中学校は4年目、小学校に関

しては2年目となり、定着してきているという御意見を頂戴しました。なお小学校に関しては、7月末に実施している学校と8月末に実施している学校があり、時期が一致していないことに問題を感じている校長もいるという御意見をいただいています。

2つ目、時期のずれに関しては、中学校は7月末に総体があるため、その時期に夏季授業を行うことは難しいということです。

3つ目の黒点です。既に定着してきているわけですけれども、現場においては教員に多忙感があるということで、この授業日を行っていることの値打ち、意義についてさらに周知する必要があるとの御意見もいただいています。

4点目、保護者からの意見です。小学校と中学校で実施時期がずれているので、統一してほしいという御意見が引き続きありました。それから、実施するのであれば給食があったほうがありがたいということです。また、一部の学校ですけれども定期を使用して通学している児童の保護者からは、学期定期の配慮をお願いしたいという御意見を頂戴しました。

次に、平成30年度の実施方法です。5ページから7ページに資料をつけていますが、今年度と同様、来年度も夏季休業中に3日間の授業日を試行するというで進めていきたいと思っています。時期ですけれども、現状の運用と同じく、小学校は7月末または8月末、中学校に関しては8月末ということで、各校の学校運営に支障がない、あるいはふさわしい時期を選定していただく形で考えています。

その後の方向性です。四角囲みの下に書いているように、現状、授業日を設けていますけれども、授業時数にしっかりと余裕がある状況にはありません。特に、3行目から下にあるように、小学校において平成32年度からは、3・4年生で外国語活動が、5・6年生は教科の英語が始まり、時間数が週1コマ、年間では35時間ふえることとなります。それ以降の対応を考えると、現在の夏季休業中の時間を有効に活用することが必要になりますので、このまま運用を続ける中で検討していく必要があるかと思えます。

下から2つ目の黒点です。この望ましい授業日のあり方懇談会ですが、設置は今年度をもって終了することにしています。一番下の黒点ですけれども、今後は実施の状況を見ながら、管理運営規則の変更も視野に入れて進めていきたいと考えています。

なお、この望ましい授業日のあり方懇談会とは変わりますけれども、現在いわゆるキッズウイーク、体験的学習活動等休業日の設置について政令が定められています。キッズウイークを実施すると、夏季休業中にさらに授業日をふやすことになるのではないかと考えられますので、体験的学習活動等休業日の導入についてもあわせて検討していく必要があるかと思っています。

2ページ以降は資料ですので、またお目通しいただければと思います。

以上です。

(雪村教育長)

報告事項3についていかがでしょうか。

(山本委員)

懇談会で出た意見概要の資料にもありますけれども、小学校の場合、2年かけて軌道に乗ったが問題を感じている校長もいたり、先ほどの話のように、小学校と中学校の日程をそろえてほしいという保護者もいたりするということですが、その割合はどれぐらいですか。余りたくさんではないのかなとも思いますが。

(山下学校教育課首席指導主事)

保護者からの小学校と中学校をあわせてほしいという意見については、全体に一斉に問いかけたわけではありません。懇談会に出席されているPTA関係の委員から、現場ではこういう声もあるというお話があったので、どれぐらいの割合かについては、現在把握できていません。

(山本委員)

問題を感じている校長先生の数というのも、特に数字があるわけではないですか。

(山下学校教育課首席指導主事)

数字はありません。これも、小学校長の代表の校長先生から、小学校の中でも一部は8月末に実施されている学校があるので、同じ校種であれば統一感があつたほうがいいのではないかという声が出ているということでした。割合ではそう多くないのではないかと考えます。

(梶木委員)

夏季授業日を実施する方向でやっていくのはいいと思いますが、どのタイミングで保護者に周知していきますか。年間のスケジュールであったり、旅行のスケジュールだったり、各家庭で立てられることもあるので配慮してほしいなと思います。学校によって運用が違ったり、昨年とことしで日程が変わったりすることはないようにしてもらいたいです。

保護者への周知は4月の初めにというイメージでしょうか。それともこの通知文が発出されたらすぐに学校で方針を決めてもらって、保護者にもお知らせしますか。

(山下学校教育課首席指導主事)

ここで報告させていただいた後、各学校には12月12日をめぐりに文書のもとになるデータを発出させていただきます。それをもとに各学校で夏季授業日を設定して、保護者へ周知していくという予定にしています。なお、小学校においては12月11日に校長会を開き、そこで説明した上で発出していただく予定にしていますので、年内には各御家庭に来年度の

予定がわかっていたらと想定しています。

(梶木委員)

結局、給食はどうなりますか。できませんか。やはり家庭にとっては割と大事な点だと思います。

(山下学校教育課首席指導主事)

学校教育課の管轄ではありませんけれども、すぐにこれを拡大するのは難しい状況ということです。

(梶木委員)

難しいですか。夏季授業日をやるのなら、給食もセットでというお声はきっと多いのかなと思います。予算的に無理ですか。それともお昼には帰すからいいということでしょうか。授業をやるということだけではなくて、学童保育もセットで、全部を一緒に通知してほしいと思います。給食がないならいい、給食はありませんというお知らせも必要だと思います。

(山下学校教育課首席指導主事)

来年度に向けては、給食の実施はなしで、午前中の授業を3日間、試行的に実施するということです。

(梶木委員)

給食を実施する日は学校によって変えてはいけないのですか。ここの学校は給食をしようということではできませんか。

(大谷学校教育部長)

給食は年間の計画を出していて、年間の日数が決まっているので、それはできないと思います。

(梶木委員)

今から計画を出せば大丈夫ですか。

(大谷学校教育部長)

そうすると、ほかの日の給食がなくなります。年間で何日というのは決まっているので、普通の授業日にある給食がなくなります。夏季授業日の3日に給食を取ってしまうと、ほかの日をなくさないといけなくなります。

(梶木委員)

給食費が変わってくるということですね。

(大谷学校教育部長)

はい。年間の回数が決まっていて、その中でやっています。

(梶木委員)

年間の回数まで変更することはできないのですか。

(浜本総務部長)

具体的には聞いていませんけれども、それ以外の食材の調達等、システム的に対応しないといけないところがかかなりあるかと思います。直接聞いたわけではないですけども、例えば、その辺のシステムをつくったり、給食費を上げたりというところまでは議論できていません。そういった御意見については、担当課へ問い合わせしてみます。

(梶木委員)

保護者にしてみれば、学校に行くなら普通どおりに行ってほしいという気持ちもあるだろうと思います。望ましい授業日のあり方懇談会で出てきた議論について、実施できるものを検討してもらいたいです。授業だけをするのではなくて、その放課後のあり方も考えてほしいと思います。お昼までで帰してしまうし、その後、家でいると思うと、低学年はやはり少し心配です。

他都市も同様ですか。給食なしで授業をふやしているのですか。

(浜本総務部長)

確認させていただきます。

(山本委員)

兵庫県下で夏休みに授業されているのは、神戸市と、ことしから尼崎市ですか。

(大谷学校教育部長)

尼崎市、明石市ぐらいですね。他都市の例では、校長の判断で夏休みを短くして、年間205日の授業時数を確保するところも多くなっています。

(山本委員)

だから、兵庫県下では、尼崎市、明石市は神戸市と同じように夏休みを授業化している

ということですね。

(大谷学校教育部長)

尼崎市は始業式を8月25日にしています。

(雪村教育長)

一度、他都市の給食の状況も調べてもらえますか。

それと、さきほどの議論ですが、12月12日に通知文を発出したら、大体年内には保護者のところにもお知らせが行きますか。

(川田教育次長)

来年度入学してくる新1年生の入学説明会がありますので、昨年度もその場でお知らせを渡したのではないかと思います。

(山下学校教育課首席指導主事)

新1年生に関しては、大体1月終わりから2月の初めに入学説明会がありますので、新1年生に向けてそこでお知らせを配布します。

済みません、先ほど年内と申しましたけれども、日付については空欄にしています。学校との協議を詰めてから発出したいと思っておりますけれども、先ほど御指摘いただいたように来年度の御家庭での予定もありますので、できるだけ早くお知らせします。

(雪村教育長)

そうですね、4月よりももう少し早くしてもらえればと思います。

(山下学校教育課首席指導主事)

1月には出す予定です。

(雪村教育長)

わかりました。

ほか、ございませんか。

(山本委員)

懇談会での意見の概要から読み取れるニーズもあります。先ほどの割合も含めて、もう一度そのあたりよく精査していただきたいと思っております。

授業時数は決して余裕のあるものとは言えなくて、ゆとりがないというのは、今回のみならずずっと続いてきている話です。夏休みの授業ということで、多忙化の議論と相絡

まってくるところもありますので、このあたりは整理していただいて、それぞれの中で納得いく形でおろしていただければと思います。

(雪村教育長)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

それでは引き続き、主要行事の報告と予定について総務課よりお願いします。

その他報告事項 主要行事の報告と予定

(豊永総務課長)

11月13日以降の主要行事については記載のとおりです。ちなみに、こちらに記載はありませんが、先週の金曜日に市立博物館の夜間開館がありました。月1回やっていますが、どれぐらいの参加があったかの最終集計はまだ出ていませんので、また御連絡させていただきます。

2の今後の主要行事予定ですが、11月28日火曜日は兵庫県・神戸市教育長と兵庫県報道各社代表との懇談会。11月30日は若草小学校の「ICT活用」授業公開。12月9日ですが、第38回中学生の主張大会。12日は、湊小学校での神戸スクール・ミーティング、その後は小学校長会との教育懇談会になっています。14日木曜日、神戸市特別支援教育研究協議会との教育懇談会。15日は、兵庫中学校での神戸スクール・ミーティング。16日は教頭昇任選考面接となっています。よろしくお願いします。

12月18日月曜日13時15分から定例会を予定しています。よろしくお願いします。

以上です。

(雪村教育長)

何かつけ加えることや御質問はございませんか。

ないようでしたら、そのほか教育委員の皆さんから教育委員会会議で取り上げる項目について、御意見はございませんでしょうか。

何かございましたら、また後日でも結構ですので、事務局までお伝えいただきたいと思います。

それではここで、公開案件については全て終了しました。

(公開案件 終了)

(雪村教育長)

ここから非公開案件に入ります。

それでは、報告事項4「神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則（案）」に係る意見公募手続き及び都市計画法に基づく高度地区の変更について、文化財課より説明をお願いします。

報告事項4 「神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則（案）」に係る意見公募手続き及び都市計画法に基づく高度地区の変更について

(千種文化財課長)

10月30日の教育委員会会議でも御意見をいただいた条例に関するものですが、今回は施行規則の案の意見公募をすることについて報告させていただきます。緩和条例は、11月30日に市会の常任委員会に諮られる予定になっています。

背景と条例の趣旨等は、前回と同じですので省略させていただきますけれども、現行の建築基準法に適合しないものについて、これを緩和しようということです。

施行規則（案）の概要は、1と2に分かれています。1は「認定」を受ける場合の必要な書類についての規定です。2は「許可」を受ける場合の必要書類についての規定になっています。この違いですが、伝統的建造物の制限緩和条例の中で、緩和する際の代替の安全対策が例示されているものについては、これに該当するかどうかの認定という形になります。この例示のないものについては、新たに一から精査する必要がありますので、許可という形になり、分かれていると考えていただいたらよろしいかと思えます。

これについての意見公募は、12月15日から1月15日までの間で予定しています。これで御意見がなければ、このまま施行規則が成立するという形になりますし、もし御意見があった場合は、この教育委員会会議で報告させていただくという形になります。

2点目は、都市計画法に基づく高度地区の変更です。神戸市域の高さ制限については規定がありますが、その中で、今、40件ある伝統的建造物群保存地区内の指定建築物のうち、12件が既存不適格になっています。その関係もあり、今、適用除外には1から3の項目がありますが、それに新たに第4項目として、この北野町山本通伝統的建造物群保存地区にかかわるものについて、適合しない部分を有する場合においては、当該部位については、この限りでないという形で伝統的建造物を除外するという規定を1項加えるという変更になっています。

以上2点、御報告させていただきました。

(雪村教育長)

このパブリックコメントの実施と、都市計画法に基づく高度地区の変更についての2点、いかがでしょうか。

(梶木委員)

この高さにかかる建物は、今、既に12件あるんですね。

(千種文化財課長)

はい。

(梶木委員)

うるこの家のあたりですか。

(豊島文化財課担当係長)

絶対高さというよりも、北側が制限にかかることがあります。

(梶木委員)

北側斜線からということですか。

(千種文化財課長)

そうですね。そこがかかっているものがあります。高さ自体、そんなに高い建物はないのですけれども、敷地の中で北側に寄ってしまうと、同じ高さであっても制限にひっかかってしまいます。それが今12件あります。

(雪村教育長)

この2つ目の高度地区の変更は、パブリックコメントは必要ないのですか。

(千種文化財課長)

必要ありません。

(豊島文化財課担当係長)

都市計画全般の変更案について、12月12日から26日に縦覧を予定しています。これは広報紙K O B Eでも出ているもので、こちらは確定しています。

2月開催予定の都市計画審議会を経て、3月中旬に伝統的建造物の制限の緩和条例の施行と、施行規則の公布・施行と高度地区の告示を、3点あわせて同日付とする予定にしています。

(雪村教育長)

そのときにパブリックコメントをするのですか。

(豊島文化財課担当係長)

パブリックコメントではなくて、都市計画案の案縦覧を行います。

(雪村教育長)

案縦覧がパブコメにかわるというか、そもそも案縦覧の制度があるからということですね。

(豊島文化財課担当係長)

はい。

(雪村教育長)

この件、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

ここで、教育委員会会議としては閉会させていただきます。

閉会：午後 3 時 38 分